

令和7年度障がいサービス事業者等

集団指導のポイント

福島市福祉監査課

令和7年度運営指導の重点確認事項は10項目

- ・個別支援計画の作成に係る一連の業務
- ・人員基準、勤務体制の確保等
- ・適正な給付費・加算の算定
- ・非常災害対策
- ・感染症及び食中毒の予防、及びまん延の防止等に関する取組み
- ・業務継続計画(BCP)の策定等
- ・虐待防止並びに身体拘束適正化
- ・情報公表制度の徹底
- ・児童の安全確保
- ・地域との連携等



詳しくは、資料2及び、4ページ以降をご覧ください。

同様の事例はありますか？

資料2の『3 運営指導における指導事項の解説』に、令和6年度運営指導で指摘した事項で、皆さまへ確認していただきたい事例を明記しました。



詳しくは、資料2をご覧ください。

資料を確認後、ご自分の事業所で同様の事例がないか、自己点検をお願いします。

また、他のサービスの事例もぜひご覧ください。

感染症及び食中毒の予防、及びまん延の防止等に関する 取組みについて①

全サービス対象

※令和6年4月より義務化

次の事項が義務化されています。

- (1) 感染症及び食中毒の予防、及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的(※1)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防、及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防、及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(※2)に実施すること。

(※1)(※2)サービス種別によって期間が異なるため、次ページを参照してください。

【参考】厚生労働省「感染対策マニュアル」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

感染症及び食中毒の予防、及びまん延の防止等に関する 取組みについて②

全サービス対象

※令和6年4月より義務化

- ・ 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)
- ・ 相談系サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援)
- ・ 就労定着支援、自立生活援助
(※1)委員会の開催=6か月に1回以上
(※2)研修及び訓練=年1回以上
- ・ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)
- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
(※1)委員会の開催=3か月に1回以上
(※2)研修及び訓練=年2回以上

業務継続計画(BCP)の策定等について①

全サービス対象

※令和6年4月より義務化

次の事項が義務化されています。

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(※1)に実施すること。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(※1) = 年1回以上、障害者支援施設は年2回以上の実施

【参考】

厚生労働省「感染症発生時の業務継続ガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

厚生労働省「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

業務継続計画(BCP)の策定等について②

全サービス対象

※令和6年4月より未策定減算適用

【業務継続計画未策定減算】

次の基準を満たしていない場合に減算する。

- ①業務継続計画を策定すること
- ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること(研修と訓練)

【減算の取扱い】

- 施設・居住系サービス…所定単位数の3%減算
- 訪問・通所系サービス…所定単位数の1%減算

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援は、**令和7年4月1日より未策定減算適用**

虐待防止措置について

全サービス対象

※令和6年4月より未実施減算適用

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

【虐待防止措置未実施減算】

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的(※1)に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(※2)に実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(※1、※2) = 年1回以上

指定基準の解釈通知において、以下を明示。

- ・ 虐待防止委員会(身体拘束適正化委員会を含む)において、外部の第三者や専門家の活用に努めること
- ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいこと

身体拘束廃止について

計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、
自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス

※令和6年4月より未実施減算額の見直し

令和5年度から実施されている身体拘束廃止の未実施減算の減算額を変更する。

【身体拘束適正化措置未実施減算】

次の基準を満たしていない場合に、減算する。

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(※1)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(※2)に実施すること

(※1、※2) = 年1回以上

【減算の取扱い<見直し>】

- 施設・居住系サービス…所定単位数の10%減算(見直し前:5単位)
- 訪問・通所系サービス…所定単位数の1%減算(見直し前:5単位)

情報公表制度(WAM NET)について

全サービス対象

※令和6年4月より未報告減算適用

障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

【情報公表未報告減算】

報告の内容は次のとおり。

- ・既存事業所は『基本情報』と『運営情報』
- ・新規事業所は『基本情報』

【減算の取扱い】

- 施設・居住系サービス…所定単位数の10%減算
- 訪問・通所系サービス…所定単位数の5%減算

【報告の方法】

事業者は、実施する障害福祉サービス等情報を市長に報告しなければならないため、独立行政法人福祉医療機構(ワムネット)が 運営する『障害福祉サービス等情報公表システム』を通じて報告してください。

【情報公表システム URL(ログイン場所)】

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

【報告の開始】

既存事業所は5月1日から報告が開始されていますので、7月31日までにデータの入力を完了してください。

新規事業所は事業者指定を受けた日から1カ月以内にデータの入力を完了してください。

【情報の更新】

報告は原則年1回ですが、法人及び事業所の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更があったときは、その都度市長に報告してください。

【その他】

各法人や事業所において、現在指定を受けているサービスが、障害福祉サービス等情報公表システムで公表されているか確認をお願いします。

万-IDが発行されていない場合や、IDを忘れてしまった場合等は市ホームページから「福祉監査課問合せフォーム」をご利用になり、事業者名・事業所名・事業所番号等を明記の上お問い合わせください。

※パスワードを忘れてしまった場合は、情報公表システムログイン画面お知らせの「パスワードをお忘れの場合は こちら」から再設定してください。

児童の安全確保に関する計画の策定について

全ての障害児通所支援事業所

※令和6年4月より義務化

次の事項が義務化されています。

- (1) 児童の安全確保に関する計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。
- (2) 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。
- (3) 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容などについて周知すること。
- (4) 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

【参考】こども家庭庁事務連絡(令和5年7月4日付け通知) ※別添1参照

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

送迎車両における安全装置の設置等について

- (1) 全ての障害児通所支援事業所
- (2) 児童発達支援、放課後等デイサービス

※令和6年4月より義務化

次の事項が義務化されています。

(1) 児童の乗降時における点呼等による所在確認

児童の送迎や事業所外での活動の移動のために自動車を運行する場合、自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により当該児童の所在確認をすること。

(2) 児童の送迎用自動車への安全装置の設置

児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を設置し、当該児童の所在確認をすること。

- 座席が2列以下の自動車はブザー等の設置義務対象外

【参考】厚生労働省(令和4年12月28日付け通知) ※別添2参照

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について

地域との連携等

施設入所支援、共同生活援助

※令和7年4月より義務化

次の事項が義務化されています。

(1)利用者及びその家族、地域住民の代表者、知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(以下「地域連携推進会議」という)を開催し、おおむね1年に1回以上地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

(2)地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が施設(各共同生活住居)を見学する機会を設けること。

(3)地域連携推進会議での報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。

※外部の者による評価及び当該評価の実施状況を公表等を行っている場合は、地域連携推進会議の設置等に代えることができる。

【参考】厚生労働省「地域連携推進会議の手引き等」の掲載場所

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

お問い合わせフォームについて

加算の内容等の問い合わせをする前に、厚生労働省やこども家庭庁のホームページに掲載している留意事項通知やQ&A、市に問い合わせがあった回答集などをもう一度ご確認ください。

市に問い合わせなければならない内容かどうかを精査したうえで、市ホームページから「福祉監査課問合せフォーム」をご利用ください。

【福祉監査課「お問い合わせフォーム」及び「お問い合わせいただいた内容と回答」】

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/9/1049/4/4372.html>

メールアドレスの登録について

福祉監査課からの通知については、事業者メールアドレスに送信しております。法人本部でメールを管理している場合等は、各事業所にも周知等をお願いいたします。

また、メールアドレスの変更等がある場合は、市ホームページから「福祉監査課 問合せフォーム」をご利用になり、事業者名・事業所名・事業所番号等を明記の上、お知らせください。

障害福祉サービス事業所一覧について

市ホームページに『障害福祉サービス事業所一覧』を掲載しておりますが、万一事業所が掲載されていない、掲載内容が誤っている場合は、市ホームページから「福祉監査課 問合せフォーム」をご利用になり、事業所名・正確な内容等を明記の上お知らせください。

【障害福祉サービス事業所一覧 掲載URL】

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/9/1049/4/4111.html>

事業廃止・休止に係る留意事項等について

事業廃止・休止した場合の利用者への対応について、厚生労働省より事務連絡が発出されておりますので、以下の内容を改めてご確認ください。

「当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」と規程されておりますので、留意願います。

※利用者の利用調整が未整備等の場合は、勧告や命令等の対象となる場合があります。

【参考】指定障害福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について(平成29年7月28日付け通知) ※別添3参照

従業者の常勤換算の小数点の取扱いについて

従業者の常勤換算の小数点の取扱いについて、一部において異なった解釈をしていたと思われる事例が見受けられました。

常勤換算する場合に、従業員一人ごとの『勤務時間』を従事すべき時間数で除すのではなく、該当従業員全員の『勤務延時間』を従事すべき時間数で除して小数点2位以下を切り捨てます。

当該事業所の予定勤務体制が、勤務時間延べ135時間/週(週40時間勤務従業者が2名、週30時間勤務従業者が1名、週25時間勤務従業者が1名)の場合。

従業者勤務換算 $135\text{時間} \div 40\text{時間} = 3.375 \div \underline{3.3}$ (小数点第2以下切り捨て)